

1. 条例改正について (1207件)	
ご意見の要旨	本市の考え方
(1) 条例改正に賛成します(61件)	
①餌やり行為について規制すべき(罰則・過料・氏名公表) (24件)	餌を与える行為自体ではなく、これによって生じる生活環境の悪化が住民被害の原因であるため、餌を与えた方に、生活環境を保全するための措置を講じていただくための条例改正を現在検討しております。
②餌やり後の片付けを条件にするなら賛成です。 (8件)	餌を与えた方に、餌の回収や清掃など、生活環境を保全するための措置を講じていただくための条例改正を現在検討してまいります。
③猫やその他動物に、餌やりをする人の多くは、置き餌をせず、食べ残しは持ち帰り、環境美化に努めています。そのような人達がいわれのない非難を受けることのないような条例改正にしてください。 (20件)	現在検討中の条例改正は、餌を与えた方に、生活環境を保全するための措置を講じていただくためのものです。餌を与えた後に環境美化に務め、生活環境を保全するための措置を講じていただいた方を対象とするものではありません。
④条例制定自体に賛成です。 (9件)	餌を与えた方に、生活環境を保全するための措置を講じていただくための条例改正を現在検討してまいります。
(2) 条例改正に反対します(1050件)	
①猫やその他動物に対する餌やり行為自体の規制を反対します。 (15件)	現在検討中の条例改正は、餌を与える行為自体を規制しようとするものではありません。餌を与えた方に、生活環境を保全するための措置を講じていただくための条例改正を現在検討しております。
②その他の動物に関する記述を削除するか、犬猫を除くと明記してください。 (941件)	餌を与える行為に起因する生活環境の悪化は、動物の種類に関わらず生じる可能性があります。そのため、動物全般を対象とすることを検討しております。
③餌やりをする方が加害者に位置付けられ、「餌やり禁止」という言葉が一人歩きしているように見受けられます。多くのボランティアが、日々TNR活動をし、地域猫として見守っています。餌やりが悪いことだとする社会や条例には反対です。 (94件)	現在検討中の条例改正は、TNR活動や、餌を与える行為を「悪いこと」と位置づけようとするものではありません。餌を与えた方に、生活環境の保全のための措置を講じるようにしていただくための条例改正を現在検討しております。
(3) 条例の内容、文言について(96件)	
①曖昧な表現は誤解を生むため明確な表現にしてください。(「餌やり行為自体を規制しない」ことを明記してください。) (90件)	現在検討している条例改正は、餌を与える行為を規制しようとするものではなく、このことが明確に分かる条文としてまいります。
②過料(徴収する金額)及び清掃の範囲を明確にしてください。 (4件)	餌を与えた方が、生活環境の保全のための措置を講ずる義務を負う範囲は、例えば公共の場所等に限定するなど、明確に規定してまいります。現在検討している条例に違反があった場合に、命令を受けたり、過料を課されたりする範囲も明らかとなります。また、過料の金額については上限を明確に定めてまいります。
③当該条例以外の改正が妥当ではないか。例えば、大阪市動物愛護及び管理に関する条例・生体販売を規制するような条例制定など (2件)	今回の条例改正は、餌を与えた行為に起因する生活環境の悪化を防ぐためのものであり、生活環境の保全等を目的とする「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」の改正を現在検討しております。

## 2. 地域被害について（23件）

ご意見の要旨	本市の考え方
(1) 環境被害について(18件)	<p>餌を与えた行為後に残った餌や、餌に集まってくるはと、からすその他の動物のふん尿等により、生活環境が悪化し、住民の皆さまに広範囲に健康被害の恐れ等が生じている状況を放置することができないため、餌を与えた方に、生活環境の保全のための措置を講じていただくための条例改正を現在検討してまいります。</p>
①ハト・カラスの糞害、羽による被害対策を講じてほしい。ハトなどの糞の掃除が大変です。糞には菌が大量に含まれています。洗濯物も糞で汚れます。 (18件)	
(2) 健康被害について(5件)	
①ハト・カラスの糞害、羽による被害対策を講じてほしい。マスクが手放せません。鳩から受ける健康被害(ダニアレルギー、喘息など)について周知してもらいべきです。 (5件)	

### 3. その他 (196件)

ご意見の要旨	本市の考え方
(1)所有者不明猫適正管理推進事業(街ねこ(いわゆる地域猫))などについて(95件)	
①地域ねこ活動に対する取組を踏まえ、人間と共存していく環境を整えるべき(助成金の交付など) (33件)	<p>現在検討中の条例改正は、本市の所有者不明猫適正管理推進事業が活用されている場合など、地域において適正に管理されている猫に対し餌を与える行為を規制しようとするものではありません。</p> <p>餌を与えた後に残った餌や、餌に集まってくるはと、からすその他の動物のふん尿等により、生活環境が悪化し、住民の皆さまに広範囲に健康被害の恐れ等が生じている状況を放置することができないため、餌を与えた方に、生活環境の保全のための措置を講じていただくための条例改正を現在検討しております。</p>
②地域猫活動を妨げられる可能性が高まる (20件)	
③TNR活動を促進すべき (42件)	
(2)その他(101件)	
①無責任な餌やり行為をする飼い主への教育していくべき (15件)	<p>現在検討中の条例改正は、餌を与える行為に起因する生活環境の悪化から住民の皆さまを守るため、餌を与えた方に、生活環境を保全するための措置を義務付けることをその内容とするもので、餌を与える行為を規制しようとするものではなく、また、動物の尊厳や動物への愛情を妨げるものではありません。</p>
②人間中心に考えず、動物の尊厳と愛情をもって共存すべき (59件)	
③悪質なブリーダーや適切な説明をせずに生体販売をするペット業者、ペットの不適正な飼育や遺棄をする飼い主への規制を強化すべき(22件)	<p>ペットの繁殖や販売をする業者については、動物の愛護及び管理に関する法律に定められている動物取扱業者の責務等の遵守状況について、健康局が監視・指導を実施しております。</p> <p>ペットの適正飼養については、同法、大阪府動物の愛護及び管理に関する条例、大阪市動物の愛護及び管理に関する条例に定められている飼い主の責務に基づき、健康局が主体となって啓発・指導を実施しております。</p> <p>ペット遺棄については同法第44条に罰則が規定されており、遺棄行為を確認した場合については、警察に通報するなど、適切に対処しております。</p>
④生ごみを放置する人にも処罰する条例も作って欲しいです。 (1件)	<p>今回の条例改正は、餌を与えた行為後に残った餌や、餌に集まってくる動物のふん尿等により、生活環境が悪化し、住民の皆さまに広範囲に健康被害の恐れ等が生じている状況を放置することができないことから検討しているものです。</p> <p>ごみの不法投棄については、すでに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって罰則が設けられております(同法第16条、第25条第1項第14号参照)。</p>
⑤その他意見 毎月一定数の動物駆除をしたほうが効果的だと思います。動物好きの人とそうでない人を対立させるような条例です。自然の動物は自然のままに・・・あまり人間が手を出さないほうがいい。 (4件)	<p>現在検討中の条例改正は、餌を与える行為に起因する生活環境の悪化から住民の皆さまを守るため、餌を与えた方に、生活環境を保全するための措置を義務付けることをその内容とするもので、動物好きの人とそうでない人を対立させるものではありません。</p>